

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年3月23日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	小松崎文嘉
同	麻生紀雄

3千総業第391号

令和4年3月8日

千葉市監査委員 大木正人様  
同 宮原清貴様  
同 小松崎文嘉様  
同 麻生紀雄様

千葉市長 神谷 俊一

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成11年度、平成27年度、平成28年度及び平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果 第1. 土地の管理について 2. 土地の管理の監査結果

(2) 有効利用を図るべき土地について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																								
<p>ウ 隣接者等に処分または他に転用すべき土地                      (ア) 事業残地（報告書 P13）</p> <p>事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯 ポケットパークのような有効利用の諸方策を研究し、長期間にわたり放置せず処分または有効な利用を検討されたい。</p> <p>(94 筆)</p> <table border="1" data-bbox="156 826 695 1193"> <thead> <tr> <th>所 管 部</th> <th>筆数</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 部</td> <td>64</td> <td>2,015</td> </tr> <tr> <td>建 設 部</td> <td>15</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>都 市 部</td> <td>10</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>環境管理部</td> <td>2</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>財 政 部</td> <td>2</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>94</td> <td>3,245</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 部	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	道 路 部	64	2,015	建 設 部	15	618	都 市 部	10	395	環境管理部	2	98	財 政 部	2	101	土 木 部	1	15	合 計	94	3,245	<p>北清掃工場搬出入路整備に係る事業残地は市街化調整区域に位置づけられており、法令上の制約が多いため、隣接土地所有者等が売払いを希望する場合には、各法令に照らして適正に審査を行い、諸条件を満たす場合に売払いを検討することとする。</p> <p>なお、当該土地は、狭小で単独利用が難しく、市として利活用の予定はないことから、費用対効果を考慮し、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p>
所 管 部	筆数	面積(m <sup>2</sup> )																							
道 路 部	64	2,015																							
建 設 部	15	618																							
都 市 部	10	395																							
環境管理部	2	98																							
財 政 部	2	101																							
土 木 部	1	15																							
合 計	94	3,245																							

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果 第1. 土地の管理について 2. 土地の管理の監査結果

(3) 適切な財産管理を図るべき土地について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 公有財産台帳の区分を変更すべき土地 （イ）歩道橋用地等（報告書 P15）</p> <p>10 件の歩道橋の設置用地 800 m<sup>2</sup>と 1 件の歩道用地 69 m<sup>2</sup>を交通安全課が所管しているが、歩道橋は本来道路附帯設備であり、その用地も、他の歩道橋用地と同じく道路用資産とすべきものである。</p> <p>道路として一体管理することがより効率的であると考えるので、所管換えと道路資産への変更について検討されたい。</p>	<p>交通安全課（現地域安全課）所管の土地については、土地の一部を隣接所有者が不法占有していたことから、所管換えは行わず、令和3年10月7日付けで隣接地の所有者と当該土地の賃貸借契約を締結することにより不法占有状態を解消し、貸付地として適切な管理を確保することとした。</p>

平成 11 年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果 第 1. 土地の管理について 2. 土地の管理の監査結果

(3) 適切な財産管理を図るべき土地について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 権利関係等に問題がある土地 (ウ) 境界不明の土地（報告書P16） 千葉市が保有する土地のうち、境界不明の土地については、隣接者と協議・立会等の協力を仰ぎ、境界確定に努めるとともに、法的な措置により権利関係の明確化を図られたい。</p>	<p>1 越智町の土地について 当該土地の隣接民有地には、明治 29 年から名義変更が行われていない共有名義の土地があるため、相続人等を特定し、境界を確定することが困難な状況である。 また、当該土地は、市街化調整区域内にあり、市としても利活用の予定はないことから、費用対効果を考慮し、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p> <p>2 検見川町 2 丁目の土地について 当該土地と隣接民有地との境界については、平成 28 年に隣接土地所有者の同意を得ている。しかし、市道との境界については、現況幅員と公図幅員に約 2m の差異が生じているため、隣接民有地を含む土地所有者全員の合意には至っていない。 現況幅員と公図幅員の差異は大きく、今後も容易に協議が調う見込みがないことから、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p> <p>3 平山町の土地について 当該土地については、隣接土地所有者との間で境界確定協議を行ったが、面積等に不服がある等の理由により不調になっている。 また、当該土地は市街化調整区域内にあり、公道への接道もなく、市としても利活用の予定はないことから、費用対効果を考慮し、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p> <p>4 大宮町の土地について 当該土地の隣接民有地には、表題登記しか行</p>

われていない土地があるため、相続人等を特定し、境界を確定することが困難な状況である。

なお、当該土地は市街化調整区域内にあり、狭小で単独利用も難しく、市としても利活用の予定はないことから、費用対効果を考慮し、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。

## 平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について 1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について (1) 家庭系一般廃棄物の収集業務について ③結果 ウ. 委託費について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(ア) 収集車両台数の削減について（報告書 P73）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>市でごみの排出量削減を目指している目的の一つには、収集コストの削減もあり重要な視点であることから、収集車両台数が適正な台数になるよう業務委託の内容を改善する必要があるものと考えられるが、このような視点や改善の方向性を検討してはいない。確かに、資源物の収集運搬作業の効率化策には、ごみの収集運搬作業と異なる要素があることは認めるべきであるが、可燃ごみ及び不燃・有害ごみのそれぞれの収集運搬業務委託において、その設計書上、ごみ収集車両の台数を大幅に削減することが可能であるものと考えられる。この点、適正な業務委託のコスト水準へ収れんさせるための視点と活動が欠けているものと考えられる。</p> <p>そのような視点を持ち、業務委託の効率化への活動を行うためには、特に、委託業務の効率性に関して、運転手・収集職員の人員を考慮した1台当たり収集車両の運搬ごみ量がいかに効率的であるべきかという標準単位の効率性尺度を市も持つ必要があるものと考えられ、その上で、清掃工場への搬入距離や市街地、山間地等の収集運搬の効率性に関わる要素を考慮して、標準単位の補正を図る必要がある。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>委託業者から提出を受けている月報のデータを多面的に分析するなどして、収集運搬業者の業務量の水準が、仕様書に記載している業務量水準の設定された指標等と大きく乖離しないような適正な収集車両の台数を検討されたい。また、業者間の負担を平等化するための収集区域の見直しを検討されたい。</p>	<p>収集運搬業務については、平成30年度から市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、可燃ごみ・剪定枝等、不燃ごみ・有害ごみの収集運搬委託業者全てにより設立された組合に、一括契約することとした。一括契約したことにより収集区域の見直しが行われ、収集車両数を増加することなく収集品目の増加（剪定枝の収集）に対応している。</p> <p>また、令和2年度から性能発注を導入し、令和3年度には資源ごみにも範囲を広げ、各車両の収集状況の分析を行うことで、最適な収集ルートや収集区域の見直しを継続的に行っている。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザについて (1) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 予定価格の設定について【いきいきプラザ】 (報告書 P157)</p> <p>いきいきプラザにおける平成 27 年度の業務委託契約書は、随意契約によっており、経理規程第 70 条第 4 項に基づき予定価格を設定している。</p> <p>平成 25 年度以降における随意契約の予定価格は、平成 24 年度に実施した希望型競争入札の予定価格と同額である。このことから、人件費の単価、消耗品費及び管理費等など予定価格の設定の根拠となる数値を見直していないものと考えられる。</p> <p>また、委託契約が毎年継続されることにより、事業者において業務の効率化が推進されると考えられ、予定価格を低下させることもできるものと考えられる。しかし、いきいきプラザでは原価低減活動も実施していなければ、予定価格の低下も実現していないものと考えられる。</p> <p>また「清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区」において、平成 25 年度以降水質検査を実施しないことから、仕様書より当該項目を除き、契約金額については前事業年度より水質検査料分の金額を減額させている。</p> <p>一方、平成 25 年度以降における予定価格は、平成 24 年度に実施した希望型競争入札の予定価格と同額であり、平成 25 年度から実施していない水質検査料分の減額が反映していない。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>予定価格の設定に際しては、前年度の予定価格を引き継ぐのではなく、各事業年度の労務費単価の変動を反映した設計書の積算内訳に基づく予定価格を設定されたい。</p> <p>例えば、人件費の積算に関しては、各事業年度の「職種別民間給与実態調査」や最低労働賃金の変動等を参考として、労務費単価を増減させることなどが考えられる。</p>	<p>予定価格の設定に際しては、国の指標である建築保全業務積算基準等を参考に、最低賃金の変動等を踏まえた労務単価などを積み上げることにより積算している。</p>

ちなみに、平成 24 年度以降千葉県最低労働賃金は次の表のとおり推移している。設計書における労務費の積算において、当該賃金等の増減率等を参考データの一つとして、労務費単価に反映させることなどが考えられる。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

#### 1. 社会福祉協議会収入管理について (1) 各区事務所および本部における会費収入管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>オ. 事業報告書における会員の状況に関する集計ミスについて（報告書 P193）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>概要に記載のとおり、平成26年度の事業報告書の＜会員の状況＞の会員口数について誤りがあった。特に若葉区での誤りが顕著である。</p> <p>若葉区住民会員：（誤）26,054口→（正）24,983口：1,071口の差異</p> <p>また、平成26年度の事業報告書の＜会員の状況＞の会費収納額合計が決算額より10,000円少なくなっていた。</p> <p>これらの誤りに関しては、以下の原因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 集計表を利用するごとに一度作成した表をコピーするのではなく、入力し直していた。</li><li>ii 会員口数については、入金合計を割り返して記載しており、積み上げていった数字ではない。</li><li>iii 1口の単価より大きい金額で、かつ1口の単価で割り切れない金額で入金してきた場合、その取扱いのルールが明確となっていない。</li></ul> <p><b>【結果】</b></p> <p>「会員の状況」の会員口数を集計する際には、口数の取扱いのルールを明確にするとともに、開示するデータの作成については、根拠資料の精査を複数の職員が実施し、牽制し合う組織の仕組みを構築されたい。</p>	<p>会員口数の取扱いについては、集計用の様式にルールを明記し、本部から区事務所に周知するとともに、事業報告書などの公表データを開示する前には、必ず複数の職員によるチェックを実施することとした。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

#### 1.1. 自立支援等事業について (1) 補助金の積算方法について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 補助金の積算方法について（報告書 P238）</p> <p>補助事業等の経費及び補助額は、「千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱」の別表で決められている。（日常生活自立支援事業、法人後見事業ともに、それぞれの対象経費の総事業費から負担金その他の収入額を控除した額の10分の10）</p> <p>予算積算書において、総事業費から、利用料収入とサービス区分間繰入金収入を控除した額を補助金として算定している。サービス区分間繰入金収入の見積額は、日常生活自立支援事業が915千円、法人後見事業は306千円である。</p> <p>事業に係る経費として補助対象となるのは収入を除いた額であるが、サービス区分間繰入金収入は、別の事業の余剰分であり、当該事業を行う上で獲得した収益ではない。そのため、補助金として申請すべき金額に反映させて交付申請することが妥当である。</p> <p>一方、別の事業においては、余剰分の付け替えを行っていることになり、本来の事業の目的以外の目的で資金が使われたことになる。この点につき、他事業からの繰入に制限を設けていないという認識を事務局は持っている。</p> <p>また、日常生活自立支援事業については低廉な料金設定を前提としていること、法人後見事業においては多額の報酬を得られるケースの受任がないことから補助金が不可欠となっているため、予算編成時に最小限の経費を見積もっているという回答を得ている。しかし、補助金受領額が交付対象事業の全てであるという事業は業務委託と実質的にどのように異なるのか不明確である。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>事業自体が自主財源で行われる事業であれば、余剰資金を別の目的で使用することは何ら問題ないが、補助金や委託契約で行われるものについて</p>	<p>他の補助事業や委託事業の余剰金を補助金算定の際の控除項目としたり、決算においてサービス区分間繰入金収入として繰入れたりしないよう取扱いを改めた。</p>

<p>は、その資金がその目的のために使用されることが予定されるため、資金の使途、及び補助金申請の際の積算方法の見直しを検討されたい。</p>	
--	--

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>56. 花見川区役所・保健福祉センター警備業務委託 他 (No. 225 他)【中央区を除く各区役所地域振興課】(報告書 P218)</p> <p>債務負担行為として予算に定めることを要さない長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは困難であり、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者負担を求めるか、契約を解除した上で再契約手続をすることが想定される。最低賃金は毎年度見直しされるが、近年において毎年最低賃金は上昇基調にあり、そのような中、長期継続契約であり労働集約型の本委託契約において、予定価格設定に当たり、労務費単価として毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていないことに問題が認められる。特に本業務委託においては、予定価格の労務費単価と積算時の最低賃金が近づいており、その結果、契約開始年度の平成27年度中において、予定価格の労務費単価が改定最低賃金を下回っている状況から、契約期間における委託業務の履行可能性についても懸念される。</p> <p>さらに、本委託業務においては、契約の内容に適合した業務の履行を確保することを目的とする最低制限価格制度を適用しているが、予定価格の労務費単価が最低賃金に近づいていることから、契約価格の上限として設定される予定価格と最低制限価格も近づいている。花見川区、美浜区及び緑区では予定価格に対する最低制限価格の割合が90%を超え、更に花見川区と美浜区においては、95%という状況にある。このような状況は、最低制限価格を設定する以前において予定価格の設定に問題が認められるが、入札制度の前提となる適正な価格競争が歪められている状況にある。</p> <p>また、市の方針として、事業者には最低賃金法等の労働関係法令遵守の誓約書提出を求めているが、本来、委託先事業者で雇用される労働者の権</p>	<p>緑区は平成30年度、花見川区は令和元年度、稲毛区と美浜区は令和3年度の長期継続契約から、契約期間中の最低賃金上昇を見込んだ上で、適切な予定価格を設定した。</p>

利保護を目的としたものである。一方で、上記のような運用が行われている状況の下、市では契約締結時において誓約書を事業者から徴収するにとどまっております、その後における労働関係法令の遵守状況が確認されていない。当該状況を踏まえると、誓約書を徴収する本来の目的が十分に達成されているとは言い難い。

**【指摘】**

最低賃金が上昇を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務で長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分考慮した上で、適切な予定価格を設定されたい。

予定価格の積算時において、毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていない一方で、最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者に指導し、誓約書の徴収を求めている状況には問題が認められる。適切な予算措置がなければ、適切な予定価格を設定することはできないが、財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあっては、労務費単価を引き下げるのではなく、仕様内容を見直し、適切な賃金単価を設定するように努めるべきである。